

「自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善基準告示の改正について」

■周知内容

自動車運転者の労働時間等の労働条件については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」において、その改善を図ってきたところですが、12月23日付けで改正され、令和6年4月1日から改正内容が適用されます。

今回の改善基準告示の改正では、トラックドライバーの更なる労働条件の向上を図るため、拘束時間等に上限規制が適用されることとなったところです。

荷主企業の皆様におかれましても本改正についてしっかりとご理解をいただき、自動車運転者の長時間労働の要因となっている長時間の荷待ちの改善をいただくなどのご協力の程何卒よろしくお願いいたします。

■厚生労働省 改善基準告示ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html

■リーフレット

○トラック運転者の改善基準告示が改正されます！

<https://www.mhlw.go.jp/content/001028565.pdf>

○STOP！長時間の荷待ち

<https://www.mhlw.go.jp/content/001028625.pdf><<https://www.mhlw.go.jp/content/001028625.pdf>>

○トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

<https://www.mhlw.go.jp/content/001028650.pdf>

(参考) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 (改善基準告示)

- 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 (改善基準告示) は、**トラックなどの自動車運転者**について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい**拘束時間** (始業から終業までの時間 (休憩時間を含む))、**休息期間** (勤務と勤務の間の自由な時間)、**運転時間等の基準**を定めたもの。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定 (昭和42年)

- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約採択

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定 (昭和54年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、**「改善基準告示」を策定 (平成元年)**

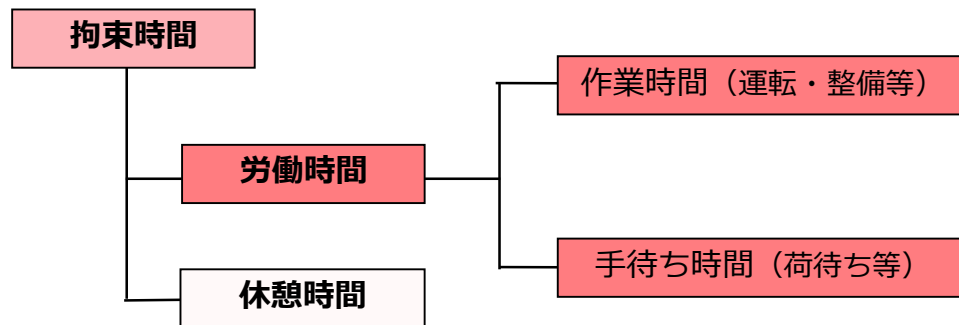
※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、過40時間制へ移行するに伴い、内容の見直しが行われ現在に至っている。
(中身を伴う改正：平成9年改正が最後)

主な内容 (トラック)

- 1か月の拘束時間：293時間以内、1日の拘束時間：原則1日13時間以内 (最大16時間)、1日の休息期間：継続8時間以上 等

【参考】拘束時間と休息期間

- 拘束時間**とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。
- 休息期間**とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。



(参考) 自動車運転者の上限規制と改善基準告示の見直し

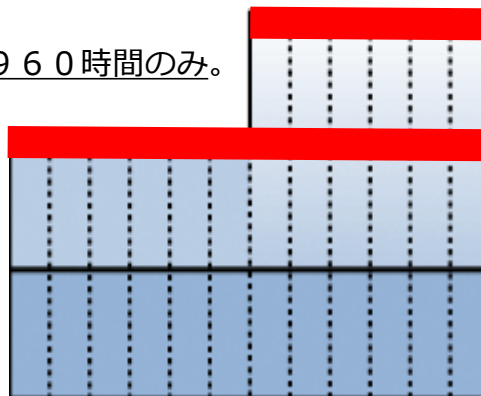
- ▶ 自動車運転者については、働き方改革関連法により、令和6年4月から罰則付の時間外労働の上限規制（年960時間）が適用されること等から、公労使三者構成の労働政策審議会の下に専門委員会を設置し、改善基準告示見直しの議論を進めてきた。
- ▶ 令和4年9月27日の専門委員会においてとりまとめを行い、令和4年12月23日に改善基準告示を改正（令和6年4月～適用）。

自動車運転者の時間外労働の上限規制について（働き方改革関連法）

- ▶ 自動車運転者の上限規制は、令和6年3月まで適用猶予。
- ▶ 令和6年4月以降も、時間外労働の上限は年960時間のみ。

法律による上限
(原則)
月45時間
年360時間

法定労働時間
1日8時間
週40時間



法律による上限
(例外)

一般労働者

- ・ 年720時間
- ・ 単月100時間未満（休日労働含む）
- ・ 複数月平均80時間（休日労働含む）
- ・ 法律による上限（原則）を超えられるのは年6か月まで

自動車運転者

- ・ 年960時間のみ

改善基準告示の見直しの経緯

令和元年11月 : 労働政策審議会労働条件分科会の下に、「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置

実態調査、疲労度調査、海外調査を実施

令和3年4月 : 同専門委員会の下に、「業態別（トラック、バス、タクシー）作業部会」を設置

- ・ 作業部会を複数回開催
- ・ 令和4年3月：タクシー、バスとりまとめ

令和4年9月27日 : 第9回専門委員会 (全体とりまとめ：トラック、バス、ハイヤー・タクシー)
→ 11月29日 労働条件分科会 : 諮問答申

令和4年12月23日 : 改善基準告示 改正

荷主への「要請」、関係者への「周知」を実施

令和6年4月 : 年960時間の上限規制、改善基準告示 適用